

○経済産業省告示第六十五号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに第五十六条の表第四号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)並びに同項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の規定に基づき、平成二十四年経済産業省告示第百号（小型のもの若しくは特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び水力発電所の発電設備、液化ガスを熱媒体として用いる小型の汽力を原動力とする火力発電所又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣 茂木 敏充

第一条第三号中「法」を「方」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 次のいずれかに該当するもの（第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当するものを除く）。

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に係る農業用排水施設（ダムを除く。）に設置されるもの（当該土地改良事業を施行する者が設置するものに限る。）

ロ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの

ハ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場に設置されるもの

ニ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十一条第一項の導水施設、浄水施設又は送水施設に設置されるもの

附 則

この告示は公布の日から施行する。